

フェイスマスクにつき、均等論適用による 特許権侵害が認められた事例

知的財産事例研究会 弁護士 山崎 容敬

大阪地方裁判所平成28年1月28日フェイスマスク型パック用シート事件判決 (平成26年(ワ)第5210号)

第1 本件判決の事案の概要

本件判決は、発明の名称を「パック用シート」とする特許権を有するXが、Yの製造、譲渡したフェイスマスクが当該発明の技術的範囲に属すると主張し、Yに対し、特許権侵害の不法行為による損害賠償請求として、当該特許実施料相当額と弁護士費用相当額及び付帯として遅延損害金の請求をしたもの(以下「本件判決」という)。

第2 Xの有する特許権

1 特許番号第4352416

発明の名称 パック用シート

出願日 平成19年5月22日

登録日 平成21年8月7日

2 特許請求の範囲 - 本件判決による分節

本件構成要件は以下のとおりである。

【請求項1】

- A 「美容用具として、不織布の引っ張り方向とする縦方向に鼻筋の方向を揃えて打ち抜いた フェイスマスク型パック用シートに」
- B1 「鼻翼の付け根から鼻尖を経て、もう片方の鼻翼付け根部分に、さらに眼の付け根に至り、もう片側の眼の付け根までを結ぶ線に囲まれるほぼ台形の領域に」
- B2 「縦方向もしくはやや斜め方向に『ハ』字状に走るミシン目状の切り込み線を複数列配した!
- C ことを特徴とするパック用シート

第3 Yの行為

Yは、平成25年9月以降、本件判決別紙「物件目録」記載のフェイスマスク(以下「Y製品」という)を製造し、同年10月から平成26年3月までの間、他の美容商品を購入した顧客に対し特典として無償で譲渡し、その申出をした。

第4 発明の詳細な説明

【技術分野】

[0001]

本発明は、美容液を含浸した状態で人体顔面上に載せられて、美容に用いられるフェイスマスク型パックシート(以下これをパック用シートと略称する)に関する。

【背景技術】

[0002]

従来、美容液を含浸した状態で人体顔面上に載置されるパック用シートが使用されている。このようなパック用シートは、ゲルシート(以下これを不織布と略称する)の含水シートを素材とし、ほぼ顔面全体または顔の一部を覆う大きさ及び形状で、顔面全体を覆うフェイスマスクの場合は概ね両眼、鼻及び口に対向する部分に切り欠き孔や切り込み線が形成されている。

[0003]

パック用シートは、不織布の輪郭及び上記切り欠き孔や切り込み線部を刃型で打ち抜くことによって作成される。

[0004]

ところで、平面体であるパックシートに対し、これを施す顔面は凹凸を有する三次元の立体であるため、放射状の切り込み線を配するなど、顔面をフィットする工夫が試みられている。

[0005]

しかしながら、顔面で最も高く膨出する鼻の対向する部位は、図1のように鼻下部から鼻 翼の両側を回り込み、さらに上部に向けて深く切り込まれた線8により、図2に示すよう に、小鼻部分に、シートで覆えない大きな隙間が空いてしまうのである。

[0006]

ところが、この小鼻部分というのは、皮脂が漏出しやすく、穴の汚れが詰まるいわば美容パックで最もケアが必要となる個所であるから小鼻部分を覆えないことは、商品として充分とはいえない問題点である。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

[0007]

さらに、使用中にシートの小鼻に対応した部分が浮き上がってしまう欠点も指摘されている。すなわち、顔面で最も高く膨出する鼻の小鼻部分をも、ぴったりと覆うことができれば、パック用シートとしての最低条件を満たすことができないはずである。

[0008]

本発明の技術的課題は、従来のパック用シートでは覆うことができなかった顔面で最も高